

監査人の懐疑心について

任 章

- I. はじめに
- II. 監査基準の文脈に見出される懐疑心
- III. 証拠の正当化と内向的懐疑心について
- IV. 懐疑心にもとづいた監査手続が実施される領域
- V. むすびにかえて

I. はじめに

公開企業の外部監査に際しては、日、米、国際監査基準の全てが、公認会計士に「職業専門家としての懐疑心」を保持し、手続を実施することを求めている。職業専門家としての懐疑心は、監査の品質を保持するために監査人に必要とされる、心理的な要件である。

懐疑心 (skepticism) についてその源流を遡れば、紀元前アテナイの哲学者ソクラテス¹の観念弁証法にまで、行き着くことであろう。近世に活躍した思想家に限ればデカルト、ベール、カントらが有名であり、また特に、その時代の奇跡信仰を批判したと伝えられるデービッド・ヒュームの懐疑論が良く知られている。懐疑心の本質に関わる視点をヒュームの言葉に見出すなら、懐疑心はたとえば「現実のテーブルがそこに存在していて、我々の感覚印象を作り出しているか否かと言うことを、我々は決して知ることができない。率直に言って、実在は不可知である²」と説明される。懐疑心は本来このように、実在を観察者の心証とは異なる次元において捉え、観察者の印象と実在とを安易に結びつけることに警鐘を鳴らす、哲学上の視点である。

実在を不可知なものと考えるヒュームらの懐疑論に傾倒すれば、合理的³な水準における心

¹ Sokrates (470-399 B.C.). 尚、ソクラテスについては「私が知っているのは、私は何も知らないということだけだ、と述べたが、スケプテオンと何度も語っている。これは探求せよという意味である」という言が伝えられている。Skepticismの語源はギリシャ語のSkeptikoi (探求者)あるいはSkepton (探求せよ)という名詞あるいは動詞に見出せるようである。Robert Todd Carroll, *the Skeptic's Dictionary*, <www.genpaku.org/skepticij/skepticism.html> (2005年12月5日参照)。

² Hume, D., 1711-1776, *An Inquiry Concerning Human Understanding* (1748). 尚この箇所はR.C.ポールズ『心理学物語—テーマの歴史—』(訳書2004,p.67)を参照した。

³ ここでは米国財務会計基準審議会 (FASB) のStatement of Concepts - Figure 1のA Hierarchy of Accounting Qualitiesに示された、「便益がコストを上回ることを要請する考え方にもとづく、合理性 (reasonableness)」を意味した。

証形成を認める監査実務は、財務諸表の信頼性についての保証をする上で、有意義なものとは見なされない。哲学上の懐疑心を標榜する限りにおいては、合理主義にもとづいた今日の監査実務そのものの意味までが否定される。また哲学的な懐疑心のさらに先にあっては、証拠の全てを否定する虚無主義 (nihilism) が待ち受ける。虚無から出発して監査人が心証を形成し担保責任を担うまでには、途方もない作業が必要とされるであろうが、社会は監査人に、懐疑心のそれ程までの実践を求めない。

今日、監査人は財務諸表に保証を与える目的のために、合理的とされるレベルの懐疑心を発揮すれば良い。従って監査論研究において追究すべきは、哲学的懐疑論 (philosophical skepticism) ではなく、一般懐疑論 (ordinary skepticism) の領域における、監査人の心の問題であると考えられる。

しかしながら現実を省みる時、国内外で引き続く会計不正⁴を目のあたりにして、社会は経営者の誠実性の有無を前提にすることはないという「中立⁵」的立場から、不正はいつでも起り得ることと考える悲観論、あるいは経営者不正の存在を予め想定する "presumptive doubt" へと、判断の軸をシフトさせている⁶。そうした中、監査人の懐疑心の向けられる先は、証拠の収集と評価の際の「正当な注意義務」の問題に限られることなく、監査人自身による証拠の正当化という、監査人の心の動きに対する懐疑にまで、拡張してゆく余地を持つものである。つまり監査人の懐疑心に期待される場所は、証拠評価の際の監査人の注意義務にとどまることなく、監査人が自らの心の内側を疑うことにまで及ぶ。

本稿では米国、日本、国際監査基準書等を考察の対象に置き、監査人の懐疑心に関わる規定に観察される差異を、横断的な視点をもって精査してゆく。その際、米国監査基準書 (Statement on Auditing Standards, SAS) については1997年2月公開のSAS第82号と2002年11月公開のSAS第99号の、規定内容の変遷に着目する。結論的に、本稿において筆者が懐疑心の構成要素として見出したキーワードは「正当な注意義務」、「疑いを持つ精神」、「批判的な評価」、「説得力ある証拠」、「監査の全過程」、「中立性の要件」、「心証のリセット」、「経営者誠実性の間接的棄却」、「証拠真実性の是認」である。

ところで懐疑心拡張の方法に関わりある視点と意識を有し、監査の品質を高めるアプローチを示唆する研究成果として、KPMG インターナショナルによる研究成果『21世紀の公開企業の監査－KPMGグローバル監査メソドロジーの概念的要素－(The 21st Century Public Company Audit - Conceptual Elements of KPMG's Global Audit Methodology -)』(2005) が注目される。本稿

4 新世紀に入り巻き起こされた会計不正として、国内では西武鉄道虚偽記載、カネボウの粉飾が注目されるが、海外では米国のエンロン、ワールドコム、グローバル・クロッシングの事件以外にも、アホールド (オランダ)、パルマラット (イタリア)、アデコ (スイス) に関わる不正が発覚した。それらは強く記憶に残される事件であろう。

5 米国監査基準 (SAS) にあっては、AU Section 230の ¶109にThe auditor neither assumes that management is dishonest nor assumes unquestioned honestyと記述されている。

6 このことに関わりT.B.Bell et al.(2005, p.21)は If the concept of professional skepticism continues to shift from neutrality toward presumptive doubt, the minimal amount of evidence required for the auditor to develop, and demonstrate to others, sufficiently well justified beliefs may continue to rise...と述べ、監査証拠の収集と正当化について、一層の厳格さが求められるようになってきていることを指摘している。

の後半では、「正当化」の問題と、筆者の思量する「外向的懐疑心」と「内向的懐疑心」の考え方を紹介する目的に関わり、同書のChapter 3の解釈を心がけるものとする。

II. 監査基準の文脈に見出される懐疑心

本章では、監査人の懐疑心を要請している各国の監査基準書等⁷の記述を精査し、その詳細を検討する。監査人の懐疑心についてその定義づけは容易ではなく、言葉の類語反復 (tautology) をしやすい。それゆえ各国監査基準書等で反復的に使われ、重要と思われる表現については留意し、監査基準書が求める懐疑心の輪郭にアプローチしてゆくこととする。

1. 米国監査基準における懐疑心

米国の『一般に認められた監査基準 (Generally Accepted Auditing Standards, GAAS)⁸』の十基準中には、「懐疑心」という単語を直接、見出すことはできない。監査人に対する職業専門家としての懐疑心の要請は、一般基準内の第三基準にある職業専門家としての「正当な注意義務」の、下部概念として位置づけられている。米国監査基準書において「懐疑心」は、1997年2月に公刊された米国監査基準書 (Statements on Auditing Standards, SAS) 第82号によって、AU⁹ § 230 「職務の遂行の際の職業専門家としての注意義務」に追加されたパラグラフ ¶7、および ¶09に見出される。

[AU § 230 ¶07の抄訳] 職業専門家としての「注意義務」は、監査人に、職業専門家としての懐疑心を実践することを求める。職業専門家としての懐疑心は、「疑いを持つ精神 (questioning mind)」と「(監査証拠に対する) 批判的な評価 (critical assessment of audit evidence)」を含む、監査人の態度である。

[AU § 230 ¶09の抄訳] 監査人は、経営者が不誠実であるとも、あるいは完璧なほどに誠実な存在であるとも考えてはならない (筆者注: 「中立性の要件」)。懐疑主義の運用に際しては、経営者が誠実であるという思い込みの下、説得力の高い証拠 (筆者注: 「説得力ある証拠」) であるとはいえない証拠を入手することで、監査人は満足してはならない (筆者注: 「経営者誠実性の間接的棄却」)¹⁰。

このように米国監査基準書において、懐疑心は「正当な注意義務」という一般基準の要件の下にある。懐疑心の向けられるべき先は、「(監査証拠の) 批判的な評価」であり、また「疑い

⁷ 本稿ではいわゆる『一般に認められた監査基準 (Generally Accepted Auditing Standards)』を監査基準と称し、他方で、より詳細に実務指針を与えている米国SASやそれに準じる日本公認会計士協会の監査基準委員会報告書などを一様に監査基準書と称して、原則的にそれらを区別しているが、II. ならびにその1.2.3節の表題など、一部の箇所においてはそれらを区別なく使用している。

⁸ SAS第95号 (AU § 150) を参照した。

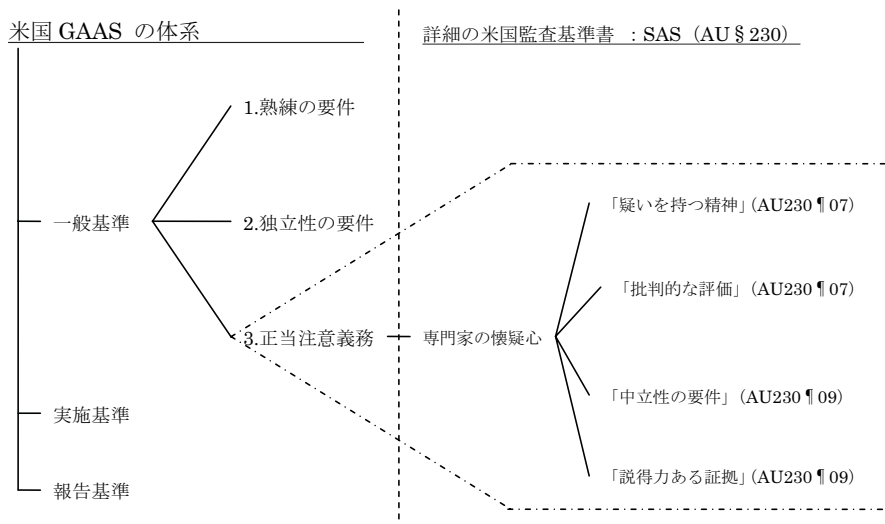
⁹ 米国監査基準書SASは、テーマ毎にナンバリングされた各AU (Audit) § にまとめ、編纂されている。

¹⁰ 「経営者誠実性の間接的棄却」の部分は、1997年公表のSAS第82号によりAU § に追加された部分である。

を持つ精神」の射程内にある全てのことがらである。さらに懐疑心の実践にあたっては、経営者が不誠実であるとも、あるいは完璧なほどに誠実であるとも考えてはならないという「中立性」の維持と、「説得力ある証拠」の収集が求められている。

米国監査基準書において懐疑心とその周辺にある諸概念の要素は、次のような体系、ならびに位置づけをもって見出される。

(図表1-1) 米国監査基準書における職業専門家としての懐疑心の要素と位置づけ



上図により、懐疑心は一般基準のうちの熟練と独立性の要件の下にはなく「正当な注意義務」の要請の一環であること、さらに懐疑心はその下に「疑いを持つ精神」、「批判的な評価」、「中立性の要件」、そして「説得力ある証拠」という四つの要素を従えていることがわかる。しかしながら米国監査基準ならびにAU § 230それ自体における記述は、懐疑心の内包に関して、それ以上に詳しいものではない。AU § 規定を見て行くだけでは、監査基準書各号それぞれにおける改訂箇所が明らかでなく、そこで与えられている定義や説明は限られている。懐疑心の内包を探るべく、さらに他の規定等を渉猟する必要がある。

懐疑心についてのなお詳しい記述と、記述内容の変遷は、1997年2月公表のSAS第82号「付録B (Appendix B - Amendment to "Due Care in the Performance of Work")」の¶7から¶9の文脈、ならびに報告書の類としては2000年8月末に公刊された米国公認会計士協会・公共監視審査会 (Public Oversight Board, P.O.B.) の『監査の有効性に関する専門委員会報告書 (The Panel on Audit Effectiveness, Report and Recommendations, August 31, 2000)』の第3.8節の規定、さらには2002年11月公表のSAS第99号の文脈を追い、検討しなければならない。

SAS第82号 (1997) 付録B-7. thru 9. 「職務遂行における正当な注意」
職業専門家としての懐疑心

7. 職業専門家としての正当な注意は、監査人に懐疑心を働かせることを求める。職業専門家としての懐疑心は、監査人による「疑いを持つ精神」と監査証拠の「批判的な評価」を含む態度である。監査人は忠実性や誠実性を発揮し、公認会計士に求められる知識、技能、ならびに能力を持って証拠の収集、ならびに客観的な評価に勤勉に努めるものである。
8. 監査証拠の収集と客観的な評価は、監査人に、監査証拠の能力と十分さを考慮することを求める。監査証拠は「監査の全過程」を通じて収集され、評価されるものなので、職業専門家としての懐疑心も、「監査の全過程」を通じて実践されなければならない。
9. 監査人は、経営者が不誠実であるとも、あるいは完璧なほどに誠実であるとも考えてはならない（筆者注：「中立性の要件」）。職業的な専門家としての懐疑心の実践にあつては、監査人は経営陣が誠実であると考えて、説得力のある監査証拠と呼ばれるレベルにはない程度の監査証拠に満足してはならない（筆者注：「経営者誠実性の間接的棄却」）。

1997年2月公開の上掲SAS第82号「付録B」ではこのように、職業的な専門家としての懐疑心を「疑いを持つ精神」と「批判的な評価」を柱にして捉え、監査人は経営者の誠実性を「中立」的な視点から見、また「経営者誠実性の間接的棄却」をすることが必要であると記述している。それらはSAS第82号（AU § 230）の本文 ¶07および ¶09の記述と同様である。しかしながらSAS第82号「付録B」では、加えて、懐疑心は「監査の全過程」を通じ、実践されなければならないと記されている。

次に、2000年8月のP.O.B.報告書には以下の記述が見出せる。

米国P.O.B.「監査の有効性に関する専門委員会」報告書（2000）第3.8節¹¹

職業専門家としての正当な注意に関する一般基準は、「疑いを持つ精神」と監査証拠の「批判的な評価」を含む態度を持つことを意味する、職業専門家としての懐疑心を行使することを監査人に求めている。その基準は、監査人は、経営者が不誠実であるとも、あるいは完璧なほどに誠実な存在であるとも考えてはならない（筆者注：「中立性の要件」）、と述べている。これは、通常、法律によって権限を与えられた不正捜索の監査人や調査官によって通常なされる想定とは異なる。たとえば不正捜索の監査人にあつては、通常、反証がない限り不誠実を想定する。

米国P.O.B.専門委員会による2000年8月の報告書は、引き続き上記AU § 230の ¶07ならびに ¶09の文脈、すなわち1997年公開のSAS第82号の主旨を踏襲したものである。2000年8月のP.O.B.報告書の文中に、SAS第82号に見られない新しい記述を探すのであれば、「不正捜索型の監査人（forensic auditor）の場合には、経営者の不誠実を想定して監査手続にあたる」こと

¹¹ 山浦久司監訳（2001,p.113）における訳文に拠った。

が示唆されていることを挙げることができる。同P.O.B.報告書が、2001年に発覚した「エンロン事件¹²」の前に公表されたものであることを考えに含めれば、不正搜索型ではない通常の財務諸表監査にあって、経営者不正の存在を予め想定する"presumptive doubt"ではなく、経営者の誠実性も不誠実性も前提としないという「中立性の要件」が同報告書に規定されていることは、納得のゆくことであろう。

2002年11月になって新たにSAS第82号の改訂版として公刊された、現在のところ最新の米国監査基準書であるSAS第99号は、懐疑心の実践に関わりどのような監査手続を要請しているものであろうか。「エンロン事件」後の米国監査基準書の展開についての視点を持つべく、以下、SAS第99号における懐疑心の規定を抄訳しておきたい。

職業的懐疑心の行使の重要性（SAS 第99号 ¶13ならびに ¶16抄訳。下線等、筆者記す。）

職業専門家としての注意義務は、監査人に懐疑心の実践を求めるものである。不正という問題の特質の故に、不正に起因する重大な虚偽表示のリスクを考慮する上で、職業懐疑心の実践が重要になる。職業専門家としての懐疑心は、常に「疑いを持つ精神」の保持と監査証拠の「批判的な評価」を含む態度である。(1) 監査人は、被監査企業との過去の経験に関わらず、また経営陣の正直さや誠実性について監査人が過去に得た心証に関わらず、不正にもとづく重大な虚偽表示が起る可能性を認識しようとする心持ちをもって、監査手続を実施する必要がある(筆者注：「心証のリセット」)。さらに職業的懐疑心は、収集した情報や証拠から、不正に因るところの重大な虚偽表示がなされているかどうかについての持続的な問いかけを求めている。(2) 証拠を収集し評価する上での職業的懐疑心の実践にあって、監査人は経営陣が誠実であると考えて、「説得力ある証拠」と呼ばれる水準にはない程度の監査証拠に、満足してはならない(筆者注：「経営者誠実性の間接的棄却」)。

[以上 ¶13]

監査担当チームメンバーのディスカッションに際しては、¶13において述べたように、監査において証拠の収集と評価に際し、「疑いを持つ精神」と職業的懐疑心の堅持が重要であることを認識すべきである。[以上 ¶16]

以上、米国監査基準書等における監査人の懐疑心に関わる文脈を追い、それらを抄訳してきた。文脈から明らかになる点をまとめれば、それらは以下のようなものである。

- ・米国監査基準における懐疑心の要請は、一般基準の「正当な注意義務」の下にあること。
- ・懐疑心の柱は「疑いを持つ精神」と「批判的な評価」であり、さらに監査人には「中立性」と「説得力のある証拠」の入手が求められていること。

¹² 2001年12月2日に連邦破産法チャプター11による破産申請をしたEnron Co.に関しては、資産総額600億ドル超の米国証券市場最大の破綻として既に広く知られている。事件の概要をリアルに描き出している一冊の文献にはR.R. Moeller, *Sarbanes-Oxley and the New Internal Auditing Rules*, Wiley 2004 がある。

・しかしながら2002年11月の、不正に関する新しい監査基準書であるSAS第99号に至っては、以下の二点が、追加、要請されるに至ったと考えられる。

→過去の経験や既成の心証に影響されず、不正にもとづく重大な虚偽表示を認識しようとする監査人の心持ち(mind-set)が要請されること(前頁下線(1)「心証のリセット」部分)。

→「中立性の要件」の文脈が削除され、代わりに、経営者の誠実性を前提とした証拠に満足してはならないという、SAS第82号「付録B」の記述に代えられたこと。すなわちSAS第99号に至り、懐疑心の解釈がより厳しくなりつつあると見られること(前頁下線(2)「経営者誠実性の間接的棄却」部分)。

このように米国ではSAS第99号に至って、監査人の懐疑心の要請についてそのレベルが高まっていると観察される。

2. 日本監査基準における懐疑心

2003年3月期決算から適用されている日本監査基準前文には、以下の記述が見られる¹³。

監査人としての責任の遂行の基本は、職業的専門家としての「正当な注意」を払うことにある。その中で、監査という業務の性格上、監査計画の策定から、その実施、監査証拠の評価、意見の形成に至るまで(筆者注:「監査の全過程」、財務諸表に重要な虚偽の表示が存在する虞に常に注意を払うことを求めるとの観点から、職業的懐疑心を保持すべきことを特に強調した。[「監査基準の改定について、三. 主な改訂点とその考え方」の2の(3)]

そして監査基準の本文には、監査人の懐疑心に関わり以下の記述が見られる。

監査人は、職業的専門家としての「正当な注意」を払い、懐疑心を保持して監査をおこなわなければならない。[監査基準第二 一般基準3]

監査人は職業専門家としての懐疑心をもって、不正及び誤謬により財務諸表に重要な虚偽の表示がもたらされる可能性に関して評価を行い、その結果を監査計画に反映し、これに基づき監査を実施しなければならない。[監査基準第三 実施基準4]

さらに懐疑心に関わる記述を追い、監査基準委員会報告書第10号『不正および誤謬』の¶12-13¹⁴を参照すれば、下記の記述が見出される。

12. 監査人は、職業的専門家としての「正当な注意」を払い、懐疑心をもって監査を計画し、実施しな

¹³ 筆者注の箇所、その他カッコなど、原文に加筆した部分が含まれる。

¹⁴ 一見して1997年3月にはじめて公表され2002年5月末に最終改正された日本の監査基準委員会報告書第10号の文面は、2001年3月公表の、国際監査基準AU § 8240規定の翻訳にもとづくものであることがわかる。

ればならない。たとえば、以下の事項や状況を識別し、評価する際に懐疑心を高めることが必要である。

- ・不正又は誤謬に起因する財務諸表の重要な虚偽の表示の可能性を高める事項（たとえば、経営者の個性、統制環境に対する経営者の影響、業界の動向、事業活動の特性、財務の安定性）
- ・財務諸表に重要な虚偽の表示があると監査人に推測させるような状況
- ・入手した監査証拠が経営者による説明の信頼性に疑念を抱かせるような状況

13. しかしながら、監査は記録及び証憑書類の真偽の鑑定を目的としたものではなく、監査人は鑑定の専門家である必要もない。したがって、監査人は入手した記録及び証憑書類が真実であるかどうかについての判断において、監査証拠による反証がない限り、それらを真実として受け入れられることが認められる（筆者注：反証なき場合の「証拠真実性の是認」）。

このように、日本監査基準等にあっても米国監査基準と同様に、監査人の懐疑心は「正当な注意義務」との関わりの中で規定され、「監査の全過程」において発揮されるように要請されている。しかし「経営者が不誠実であるとも、あるいは完璧なほどに誠実な存在であるとも考えてはならない」という「中立性の要件」に関しては、米国監査基準書SAS第82号や2000年P.O.B.報告書等に相当する記述は見られず、しかるに当然のこととして、日本監査基準書等には「経営者誠実性の間接的棄却¹⁵」の文脈が見出せない。

むしろ逆に、日本監査基準書にあって、「監査証拠の真実性について反証がない限りはそれらを受容することが認められている」とされていることは、懐疑心に関して厳格な適用を求めている米国監査基準書と比較した時、日本監査基準書が、やや異なる指向性を帯びていることが指摘できる。

米国においてはSAS第99号の公刊時に、1972年公刊のSAS第1号規定の改定が行われた。それまで「証拠の真贋を見抜くことに関して、監査人に責任はない」と解釈されてきた旧規定が削除¹⁶され、それにより「監査人は証拠の真実性を所与とすべきでなく、証拠の真贋を見抜くことに責任を持つものである」という解釈が成立するようになった。懐疑心に関わる監査人の責任は、米国において一層、厳しく考えられるようになっていく。そのことに比較すれば、日本監査基準等での監査人の懐疑心の規定は、「エンロン事件」後に必要とされる施策という視点からすれば、厳格さが欠如しているように見受けられるのである。

3. 国際監査基準における懐疑心

国際会計士連盟(International Federation of Accountants, IFAC)の国際監査実務委員会(International Auditing Practice Committee, IAPC¹⁷)により公刊されている国際監査基準

¹⁵ 本論文中において、先に示したSAS第99号¶13抄訳下線(2)部分を意味する。

¹⁶ Official Releases, SAS No.99, Amendment to Statement on Auditing Standards No.1, Codification of Auditing Standards and Procedures, *Journal of Accountancy*, January 2003, p.119 を参照した。

¹⁷ 国際監査実務委員会は2002年3月に、基準設定プロセスの透明性を強化することを目的として「国際監査・保証基準審議会(International Auditing and Assurance Standards Board, IAASB)」に改組されている。

(International Standards of Auditing, ISA)において、懐疑心に関する記述はAU S 8200『財務諸表監査を司る目的と一般原則 (Objective and General Principles Governing an Audit of Financial Statements)』、ならびにAU S 8240『財務諸表監査における不正と錯誤の考慮についての監査人の責任 (The Auditor's Responsibility to Consider Fraud and Error in an Audit of Financial Statements)』に、それぞれ見出せる。

はじめに、AU S 8200の¶06から¶08規定の趣旨は、以下のように解釈される¹⁸。

¶06 監査人は財務諸表がゆゆしく虚偽表示される原因をつくる環境が存在するかもしれないことを認識しつつ、職業的専門家としての懐疑心という態度をもって監査を計画し、実施すべきである。

¶07 職業的専門家としての態度は、監査人が得た監査証拠の妥当性について「疑いを持つ精神」を有し、監査証拠に対し「批判的な評価」をすることを意味し、かつ監査人が証拠資料や経営陣の言明の信頼性に疑問を持つか、相反する監査証拠について監査人が警戒を示す態度を意味する。たとえば職業専門家としての懐疑心は、疑わしい状況を見逃すリスクを減じるため、「監査の全過程」を通じて必要とされるもので、それらの疑わしい状況は監査人の観察から引き出した結論を過度に普遍化することや、監査手続の性質、実施の時期、及び範囲を決める際に誤った仮定を用い、またはそこでの結果を評価する上で、誤った仮定にもとづくことに関わり見出される。

¶08 監査を計画し実施する上で、監査人は経営陣の不誠実性も、あるいは疑いのない誠実性も仮定することはない(筆者注:「中立性の要件」)。それゆえ経営陣による言明は、監査人が意見を表明する上で必要とする合理的な結論を得ることができるようにするための、十分に適切な監査証拠を得る手続の代りになるものではない。

次に、(日本監査基準委員会報告書第10号『不正および誤謬』の¶12-13にその内容が通じるところの)国際監査基準AU S 8240の¶18と¶19は、以下の通りである¹⁹。

¶ 18 *The auditor plans and performs an audit with an attitude of professional skepticism in accordance with ISA 200, "Objective and General Principles Governing an Audit of Financial Statements," (paragraph 6). Such an attitude is necessary for the auditor to identify and properly evaluate, for example:*

- *Matters that increase the risk of a material misstatement in the financial statements resulting from fraud or error (for example, management's characteristics and influence over the control environment, industry conditions, and operating characteristics and financial stability).*
- *Circumstances that make the auditor suspect that the financial statements are materially misstated.*

¹⁸ いずれも2002年6月30日以降適用のISA第240号に合わせて一部改訂された(AU S 8200ならびにAU S 8240に関わり懐疑心に関する記述は、2002年6月末およびそれ以降に期末を迎えている該当企業に適用されるISA第240号により、改訂が加えられている)。

¹⁹ 日本の監査基準委員会報告書第10号の¶12と¶13の記述は、ほぼISA AU S 8240の¶18と¶19の全訳に相当すると考えられる。ここでは繰り返しを避けるため、国際監査基準の該当箇所を原文のまま記した。

・ *Evidence obtained (including the auditor's knowledge from previous audits) that brings into question the reliability of management representations.*

¶ 19 *However, unless the auditor reveals evidence to the contrary, the auditor is entitled to accept records and documents as genuine (筆者注：反証なき場合の「証拠真実性の是認」) . Accordingly, an audit performed in accordance with ISAs rarely contemplates authentication of documentation, nor are auditors trained as, or expected to be, experts in such authentication.*

以上、米国、日本監査基準の、懐疑心に関わりある部分を抄訳し、また国際監査基準については原文の一部をリストした。監査人の懐疑心について、米国、日本ならびに国際監査基準書の、いずれにおいても共通して見出される点は以下の通りである。

- ・ 監査人の職業専門家としての懐疑心の実践は、「監査の全過程」において要請される。
- ・ 監査人の懐疑心の要請の柱となることは「疑いを持つ精神」と「批判的な評価」である。

他方で日本ならびに国際監査基準は、米国監査基準書等と比較した時、以下の点で違いがあることが指摘できる。

- ・ 日本監査基準書にあっては、経営者誠実性の前提に関する監査人の「中立性」の考え方には言及がない。他方、国際監査基準にあっては、米国SAS第82号と同様に「中立性の要件」が記載されている。しかし米国監査基準書SAS第99号に至っては、中立性よりもむしろ、「経営者誠実性の間接的棄却」を求める、(日本および国際監査基準に比較して)より厳しいものになっている。
- ・ 日本監査基準等と国際監査基準にあっては、監査は証拠の真贋を見極める手続ではないとされ、反証がない限り証拠の真実性を前提とすることが許されている(「証拠真実性の是認」)。米国監査基準書にあってこれに相当する記述は過去、SAS第1号に見られたが、それはSAS第99号が公刊される際に削除されている。このように日本ならびに国際監査基準は、証拠の真実性に関わり米国監査基準書よりも寛容と思われる。
- ・ 日本監査基準等にはいわゆる「心証のリセット」の要請と思しき規定が見られず、また国際監査基準にあっては、米国監査基準書SAS第99号 ¶13の文脈ほどには、その要請に関して明らかではない。

これらのことを一表にまとめれば、次の(図表1-2)のように整理されるであろう。ここで○印を付けた箇所は、各国監査基準書がともに記述に収めていることがらである。×印を付けた箇所は、基準間で足並みが揃っていない点である。(図表1-2)において筆者が特に注目していることは、

- (1) 米国監査基準書SAS第99号に至って(懐疑心の程度を強める要請のために)「中立性の要件」に関わる文言が省略されたこと。
- (2) 「心証のリセット」を促す文脈が付け加えられたこと((1)とともに図表内→で示した変化であり、懐疑心の要請の強化を示す)。
- (3) 日本監査基準書等にあっては、もとより「中立性の要件」そのもの自体が見られないこと(懐疑心が強く求められていないことを示す)。
- (4) 日本監査基準書等および国際監査基準において「心証のリセット」の要件が米国SAS第99号のようには明らかでないこと((3)と同様に、図表内×の箇所懐疑心が強く求められていないことを示す)。

の四点である。懐疑心の諸要素に関わり、結論的に、日本ならびに国際監査基準書に比較した場合の米国監査基準書の厳格さが指摘できるが、それらは下記（図表1-2）においてシェードをつけて示す箇所である。

（図表1-2）監査人の懐疑心に関わる含意の比較一覧

各国監査基準書 懐疑心の要素	米国監査基準書 (AU § 230)		日本監査基準 (監査基準 及び委員会報告書 第 10 号)	国際監査基準 (ISA/AU8200・ 8240)
	SAS 第 82 号 (1997 年 2 月)	SAS 第 99 号 (2002 年 11 月)		
・「 正当な注意義務 」 の下で懐疑心を位置づけ ていること	○ (付録 B 表題)	○ (¶ 13)	○ (基準前文&一般 基準 3 & 報告書 10 号 ¶ 12)	○ (推定)
・「 疑いを持つ精神 」と ・「 批判的な評価 」	○ (¶ 27 & 付録 B7)	○ (¶ 16)	○ (推定)	○ (8200 ¶ 07)
・「 説得力ある証拠 」 の要請	○ (付録 B9)	○ (¶ 13)	× (記述なし)	○ (8200 ¶ 13)
・「 監査の全過程 」における 懐疑心発揮の要請	○ (付録 B8)	○ (¶ 16)	○ (基準前文類推)	○ (8200 ¶ 07)
・「 中立性の要件 」	○ → × (付録 B9)	× (削除)	× (記述なし)	○ (8200 ¶ 08)
・「 心証のリセット 」	× → ○ (記述なし)	○ (¶ 13)	× (記述なし)	× (不明瞭)
・(証拠評価に関わる) 「 経営者誠実性の間接的 棄却 」	○ (付録 B9)	○ (¶ 13)	× (記述なし)	× (記述なし)
・(反証なき場合の) 「 証拠真実性の是認 」	× → × (但し SAS 第 1 号 規定にあり)	× (該当する SAS 第 1 号規定削除)	○ (報告書 10 号 ¶ 13)	○ (8240 ¶ 19)

ここで、

- ・「正当な注意義務」: "due professional care"
- ・「疑いを持つ精神」: "attitude that includes questioning mind"
- ・「批判的な評価」: "critical assessment of audit evidence"
- ・「説得力ある証拠」: "persuasive evidence"
- ・「監査の全過程」: "should be exercised throughout the audit process" (US AU § 230 ¶ 07)

- ・「中立性の要件」: "The auditor neither assumes that management is dishonest nor assumes unquestioned honesty" (US AU § 230 ¶09)
- ・「心証のリセット」: "he auditor should conduct the engagement with a mindset that recognizes the possibility that a material misstatement due to fraud could be present, regardless of any past experience with the entity and regardless of the auditor's belief about management's honesty and integrity" (SAS No.99 ¶13)
- ・「経営者誠実性の間接的棄却」: "the auditor should not be satisfied with less-than-persuasive evidence because of a belief that management is honest" (US SAS No.99 ¶13)
- ・「証拠真実性の是認」: "entitled to accept records and documents as genuine" (ISA AU § 8240 ¶19)

以上見てきたように、米国、日本、国際監査基準書はいずれも、懐疑心を「正当な注意義務」の下に位置づけ、監査人が「疑いを持つ精神」を維持し、証拠に対し「批判的な評価」をすることを求めている。そうした懐疑心の発現は、専ら監査人から証拠に対して向けられる外向的な懐疑心の要請と解釈できるものである。監査人が自分の心を自省することを促していると考えられる監査基準書の文脈は、わずかに筆者が「心証のリセット」と名づけるところの米国監査基準書SAS第99号 ¶13に含まれた文脈のみである。米国監査基準書SAS第99号では、監査人の懐疑心の強化が要請され、毎回の監査に際してその都度、監査人の心証をゼロにリセットすることが求められるようになったのである。

こうしたことが今日の米国、日本、国際監査基準書の、懐疑心規定の内容であり、今後、各国の監査基準書等にあっては、「疑いを持つ精神」の内包と「批判的な評価」の実際について、さらに詳しく明らかにされる必要がある。

Ⅲ. 証拠の正当化と内向的懐疑心について

KPMG Peat Marwick LLPにより1997年に公表されていた『戦略システムレンズを通じた組織の監査』の続編として、2005年に、『21世紀の公開企業の監査－KPMGグローバル監査メソドロジーの概念的要素－』が発表された。同書の序文では、21世紀の監査実務におけるリスク査定、証拠収集、監査判断の概念的な土台を形成することが目標とされ、「監査人が、被監査企業の経営陣と監査証拠についてばかりではなく、監査人自身の判断のプロセスについても、洞察力に満ち、懐疑的であること²⁰」が必要であると指摘された。

同書では、「職業上の懐疑心に立つことによって、監査人は自ら形成した心証について強く弁明できるようになる。監査人は判断と意思決定の過程が誤りに陥らないよう、自らの内面に対してさえも、質問を為すものである。²¹」とされ、懐疑心のあり方については現行の監査基準書等の規定内容を超え、踏み込んだ考え方を示している。すなわち同書にあっては、証拠評価の問題ばかりではなく、内向的懐疑心の発現、すなわち監査人が、証拠の能力や妥当性を意識的に正当化していないかどうか、の点についてまで検討するように監査人に求めている。

²⁰ T.B. Bell et al. (2005, foreword iおよび ii) を参照した。

²¹ T.B. Bell et al. (2005, p.66) を参照した。

監査人の心証形成に必要な監査証拠の能力を、「内部証拠か外部証拠か」、「間接証拠か直接証拠か」、あるいは「物的証拠か文書証拠か口頭証拠か」という、証拠の種別あるいは属性によって判断することには、おのずと限界がある²²ように思われる。たとえ能力において劣る証拠であっても、ひとたび監査人の心の中で正当化されれば、それらは容易に心証形成の基礎とされる。従って証拠の能力の問題を考える際には、監査人自身による正当化という心理的な問題を検討せざるを得なくなり、ここにBellらKPMG（2005）の研究成果が、注目される理由が見出されるのである。

米国監査基準書において、監査証拠の能力の大小の問題はこれまで、「納得できる証拠か、それとも監査人の懐疑心に耐えられる説得力のある証拠か²³」の識別という、監査証拠そのものの属性の問題を軸において捉えられてきた。実際、このことは米国監査基準書のAU S 326 ¶ 22における表現、「監査人の意見表明のために必要とされる証拠の量と種類は、それぞれの事例を注意深く見た上で、監査人の判断により決められることがらである。しかし大多数の事例において、監査人は納得できる証拠に甘んずることなく説得力ある証拠に依拠すべきである」とされる文脈から、読み取れることである。

このように米国監査基準書では、証拠能力への期待は「説得力ある証拠」の入手に託されてきたが、しかし証拠の正当化という心の動きに関してはこれまで、監査基準書上、明らかにされた試しがなかった。日本ならびに国際監査基準よりも厳しい米国監査基準書にあってさえ、「説得力ある証拠」の収集という目標ばかりが表に出てしまい、証拠の正当化に関わる懸念は省みられないままになっていたのである。あえて言えば、わずかに米国監査基準書SAS第99号の¶ 13だけが、証拠の正当化のリスクを減らすために、過去の経験を否定し、毎回の監査において心証をゼロにリセットすること²⁴を求めているのである。

これまで監査人の懐疑心は、「正当な注意義務」の要請の下、「平均的、あるいは慎重な」監査人のとるべき態度として標榜されることがらであった。そこでは、「ある状況下で、責任を問われようとする監査人が、平均的あるいは慎重な職業監査人であれば採用したであろう監査手続を適用し、判断を下したかどうか²⁵」が問題とされたものの、監査人が自分自身の判断自体を疑う内向的懐疑心の問題にまで、焦点があてられることはなかったのである。しかしながら証拠の収集と評価の過程は、正当化という心の問題までも含めて捉えなおさなければならない、と考えられる。

²² たとえば米国監査基準の場合には、SAS No.31, 48, 80をもととするAU S 326 Evidential Matterが、そうした属性に視点を置いた証拠の能力の見極めについて規定をしている。

²³ たとえば米国監査基準AU S 230の¶ 09には、In exercising professional skepticism, the auditor should not be satisfied with less than persuasive evidence because of a belief that management is honestと記され、監査人の心証形成に資する証拠属性の要件として、それが「説得力のある」証拠であるべきことを明示している。

²⁴ SAS第99号抄訳文の下線(1)部分「... 監査人が過去に得た心証に関わらず...」がそうであると述べることを意図した。

²⁵ 山浦（2004,p.156）の表現による。なお山浦はこのことに関わり、Saul Levy, *Accountant's Legal Responsibility*, AIA, 1954, p.47を参考にしてている。

Bellらの書『21世紀の公開企業の監査—KPMGグローバル監査メソドロジーの概念的要素—』(2005)は、監査証拠の硬度²⁶という問題に関わり、監査人の心証と知識とを、異なるものと認識している。すなわち「研究者は、心証と知識に関して厳格な境界線を見定めようとしているが、知識と同等レベルであると認定され得るような硬度を伴う心証は、心証のうちのごく一部である。我々は監査人の心証と知識の違いとを見極めるために、以下の定義づけに従いたい。知識とは、真実であると知られた事実について、正当化のプロセスが既に済まされている考えである。これに対し心証とは、正当化に関わり不確実性を伴い、またその後変化し得る心的な状況である。従って心証は、知識とされるには未だ不十分なものである²⁷」と。

この後に掲げた(図表2)は、Bellらによる、正当化の程度が知識と心証とを分け、さらに心証には異なるレベルのものがあることを示した概念図を基に、筆者が加筆を行ったものである。当該の図表で心証(B)は、監査人が依拠するところの監査証拠の妥当性の程度によって、正当化の程度が変動することを示している。(B)の外側にあつては、妥当な証拠に依拠しないままに心証が形成される。これに対し、(K)とされている中核の部分は、確実な知識に基づき形成される小集合を表す。(K)部分から監査証拠が収集されるのであれば、それは「説得力ある証拠」(persuasive evidence)よりもなお強い、「結論的な証拠」(conclusive evidence)と呼ばれるものであろう。

実際には監査人は、知識と呼ばれる(K)の外側の領域から、多くの監査証拠を収集する。しかし監査品質を維持する目的のために、監査人には、広く正当化される心証(JB)よりもむしろ、(AJB)の領域に表される「説得力ある証拠」にもとづく、硬度の高い心証を得ることが要請される。(AJB)の領域は、知識(K)に次いで硬度の高い証拠にもとづいた心証形成領域である。ここで監査人の懐疑心は、(AJB)の範囲の不用意な拡大を防ぐ、職業専門家の「良心」と考えられる。

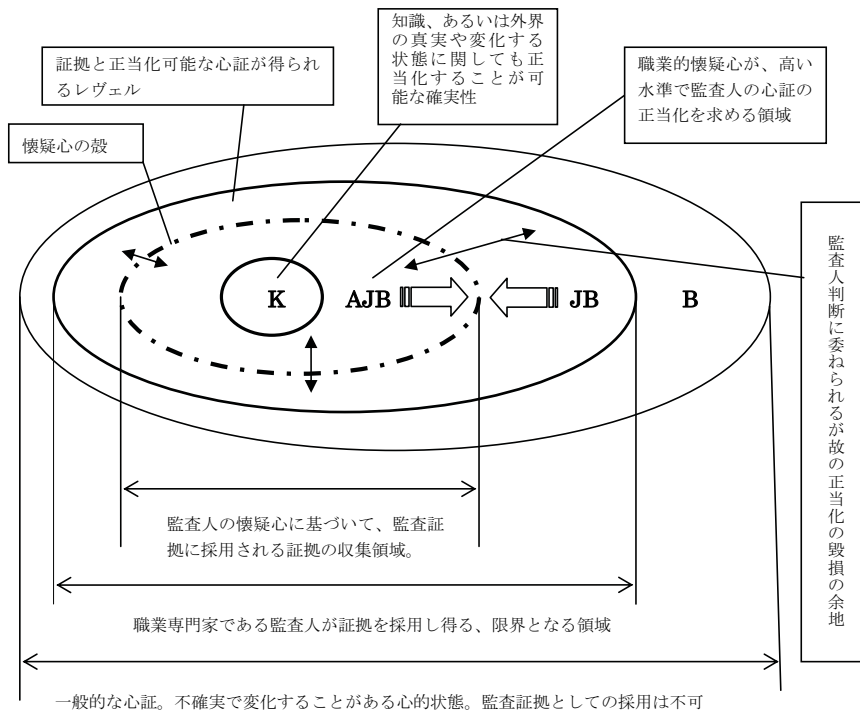
不正が数多く惹き起こされ、今日では経営者の誠実性に対し、監査人が疑いをもって接することが当然のこととなろうとしている²⁸。懐疑心の下で、監査人には厳格な意味で正当化が可能で、精度の高い監査証拠を集めることが要請される。そうした場合に心証形成上の制約条件となる、いわば「懐疑心の殻」は、(AJB)の領域が(JB)へと拡大することを、阻止する力として作用する。(AJB)の領域を拡大させず、むしろ(K)に向けさらに証拠と心証を吟味しようとする監査人の心が働くのであれば、そこでは単に正当な注意義務の下にある外向的な懐疑だけではなく、監査人が心の内側を見つめて証拠の正当化プロセスにまで思いを巡らす、内向的な心の働きがあつてのこと、と察せられるのである。

²⁶ 最近では会計情報に関して、その脆弱性、毀損性などにまつわる硬度(hardness)を問う議論が一般的に行われている。日本へは、井尻雄士教授が始めて導入した概念であると伝えられている(井尻雄士『会計測定の実論』東洋経済新報社、1976年、pp.54-61)。

²⁷ T.B. Bell et al. (2005, pp.20-21, Auditors' Beliefs) の箇所趣旨を要約した。

²⁸ このことに関わりT.B. Bell et al. (2005, pp.21-22) は、If the concept of professional skepticism continues to shift from neutrality toward presumptive doubt, the minimal amount of evidence required for the auditor to develop, and demonstrate to others, sufficiently well-justified beliefs may continue to rise.と述べている。また同じくBell et al. (2005, p.22) が指摘していることであるが、P.O.B.の2000年報告書の3.8節(訳書, p.113)にあるように、「たとえば不正搜索の監査人は、通常反証がない限り不誠実を想定する」傾向が認識できるものであろう。

(図表2) 企業監査のコンテキストにおける合理的保証—心証と知識—の概念図表²⁹



- (K) : Knowledge (不確実性が除外され、また変化することがない、知識) の領域。
- (AJB) : Assured, well justified, beliefs (確実で十分に正当化された心証) の領域。懐疑心の殻の内側。
- (JB) : Justifiable beliefs (正当化することが可能な心証) の領域。懐疑心の殻の外側。
- (B) : Belief (一般的な心証) の領域。
- ⇒ : 監査資源の投入量の増大によって拡大される懐疑心の殻。
- ⇐ : 投下される監査資源量を所与とした場合に、懐疑心の働きによって狭まる証拠収集の範囲。

懐疑心の働きによって証拠として採用されなくなる (B)、あるいはさらにその外側の領域は、低硬度の心証が生じる領域である。このような領域にある証拠が監査人により棄却されなければならない理由としては、たとえば組織的な圧力が監査人の判断に誤りをもたらす「同調の心的メカニズム³⁰」の惹起、あるいは恣意が介入することを許す「自己奉仕的なバイアス

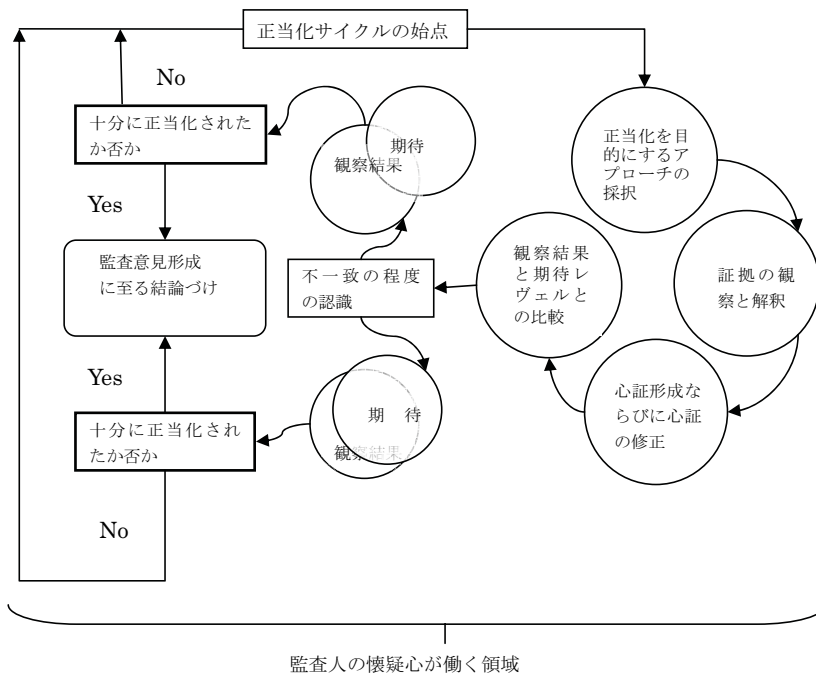
²⁹ T.B. Bell et al. (2005, p.21) Figure 3.1: Reasonable Assurance within the Public Company Auditing Contextに相応の加筆と解釈を行った。

³⁰ 岡本浩一 (2001, p.61) 参照のこと。尚、岡本はこのテーマに関わる古典的研究成果として、アッシュによる同調の研究成果を挙げている (Asch, S.E., Opinions and social pressure: *Scientific American*, 193, 31-35.)。

(self-serving bias)³¹」の介在が考えられる。

下に示す(図表3)は、Bellらの示す図³²を基としたもので、監査人による正当化の、心理的なサイクルを表現している。

(図表3) 監査意見形成に至る証拠の正当化のサイクル：懐疑心の実践プロセス



監査実務では、契約の成立、計画の立案から始まって、意見の表明に至るまでの「監査の全過程」において、監査人の判断とリスク評価が必要とされる。高度な判断が要求される監査人にとって必要なことは、まず、観察結果と当初の期待との間の齟齬の程度を見極めることである。その際には内向的懐疑心の実践、すなわち「監査人による監査人自身の心への問いかけ」が繰り返される必要があるだろう。(図表3)において、もしも監査人が証拠正当化の過程の、妥当性に確信を得ることなく当該サイクルを無理やり終わらせ、監査意見を表明すれば、期待と結果との齟齬が大きいまま、意見形成に至る事態が生じることが考えられる。

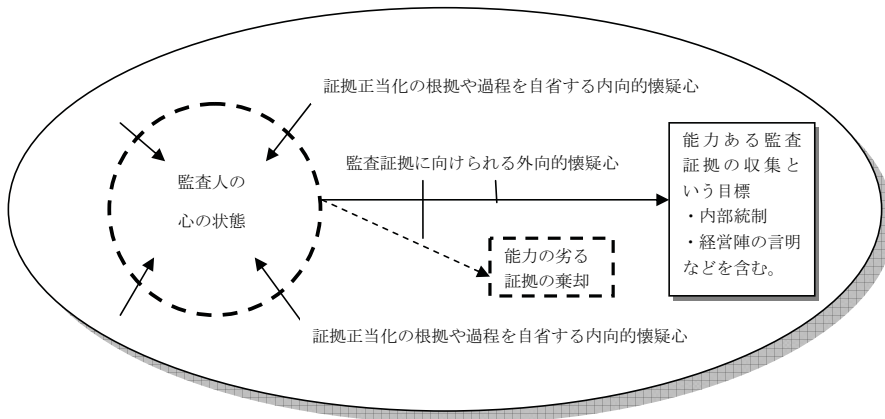
以下本章のまとめとして、(図表4)に筆者が考える概念図を示す。監査証拠の能力に対して

³¹ M.H. ベイザーマンらによるDIAMONDハーバード・ビジネス・レビュー2005年10月号稿, p.92.を参照のこと。なお、ベイザーマンらは "Explaining Bargaining Impasse: The Role of Self-Serving Biases," *Journal of Economic Perspectives*, Winter 1997を参照している。

³² T.B. Bell et al. (2005, p.23) のFigure 3.2: Evidence-driven, Belief-based Risk Assessment をもとした。

向けられる外向的懐疑心と、監査人の正当化についてそのことを懐疑的に見つめる内向的懐疑心それぞれの、ベクトルを示した概念図である。

(図表4) 懐疑心の二方向性—監査証拠と、監査人の内面に向けての懐疑心—



監査人の懐疑心の種別、ならびに懐疑心のベクトル方向性：

- ・外向的懐疑心 (extrovert skepticism)：証拠能力に対して向けられる批判的な観察と評価。
- ・内向的懐疑心 (introvert skepticism)：証拠正当化の根拠と過程への自省（「心証のリセット」をして毎回の監査にあたる心構えを含む）。

Ⅳ. 懐疑心にもとづいた監査手続が実施される領域

「不正³³」を主題とした米国監査基準書を遡れば、1997年2月に公開されたSAS第82号以前には、1988年4月公開のSAS第53号『誤謬及び不正の摘発と報告に関する監査人の責任 (The Auditor's Responsibility To Detect and Report Errors and Irregularities)』、さらに遡って1977年1月のSAS第16号『誤謬または不正の摘発に関する独立監査人の責任(The Independent Auditor's Responsibility for the Detection of Errors and Irregularities)』、がある。それらの米国監査基準書は「不正の発見それ自体は、監査人の固有の義務ではない」という1939年10月のSAP (Statements on Auditing Procedures) 第1号『監査手続の拡張 (Extensions of Auditing Procedure)』以来の主張を継承し、監査人の不正摘発責任を否定しつつ、不正に関わる個別の手続の実施を求めている

³³ ともに不正と訳され得る *irregularity fraud* の違いに関し、P.O.B.報告書 (2000, 3.2 脚注 1, 訳書p.111) は *Willkie Farr & Gallagher* 社のパートナーである *M.R.Young* 氏の以下のコメント、「その財務諸表がそれらを正当であると信頼している他人に示され彼らに損害を与える場合にのみ、*irregularity* が *fraud* に発展する。(中略) しかし、俗な言葉ではその用語は交互に同じように用いられている」を紹介している。ともかくも1988年のSAS第53号までは、米国監査基準書にあって不正が *irregularity* と称されていたが、しかし1997年のSAS第82号から *fraud* と改められていることに注意を払う必要があろう。

た。すなわちSAS第82号までの過去の米国監査基準書にあっては、個別の視点にもとづいて、それぞれリスク単体の評価をすることが求められ、そして把握されたリスクの単純合計が識域を超えた時に、行動を起こすことが促された。

リスクを個別に認識し合算しようとする監査の方法では、監査人の視野が狭くなることが既に指摘されている。たとえばBellらは、「伝統的な形でのリスク重視の監査は、狭小な会計レンズを通したリスク査定に焦点をあてていた。財務諸表を通じた開示に重大な虚偽がないかどうかの評価に関わり、そうしたレンズは、勘定残高の性質、取引の種別、企業の会計システムの特性に対して注意を向けていた。しかし、そのように証拠を積み上げる方式による監査手続の実施は、監査人が企業や業務を理解し、財務諸表開示に関して適切な判断することを、むしろ妨げるようなものであった³⁴」と述べている。

「エンロン事件」後の2002年11月に公刊された、不正に関する最新の基準書であるSAS第99号は、それ以前の不正に関わる監査基準書とは相当の違いがある。SAS第99号は監査人による不正摘発の責任に関しては従来と同様にそれを否定しながらも、不正摘発よりもむしろ不正防止の方策と、不正が生じる環境の解明に重きを置いている。またそうした、摘発よりも環境の解明に重きを置くという目標のために、SAS第99号の策定にあたっては、米国公認会計士協会以外の五つの職業専門家団体³⁵までもが基準書の策定に加わっている。

不正防止に重点を置くことに関わり、SAS第99号は監査人がとるべきアプローチを順次、重層的に示している。同基準書は、たとえば重大な虚偽表示のリスクに関し担当者間で率直に検討する会合³⁶を持ち、かつ不正に関わるリスクを個別に評価するのではなく、リスクを総合化（synthesis³⁷）して捉えて監査計画に反映させ、監査を実施することを求めている。SAS第99号は、リスク特定のための手続の実施と、リスク見極めのための手続の実施を、総合的視点からリスクを斟酌し、順次実施することを求めているのである。

³⁴ T.B. Bell et al. (1997,p.2) を参照した。

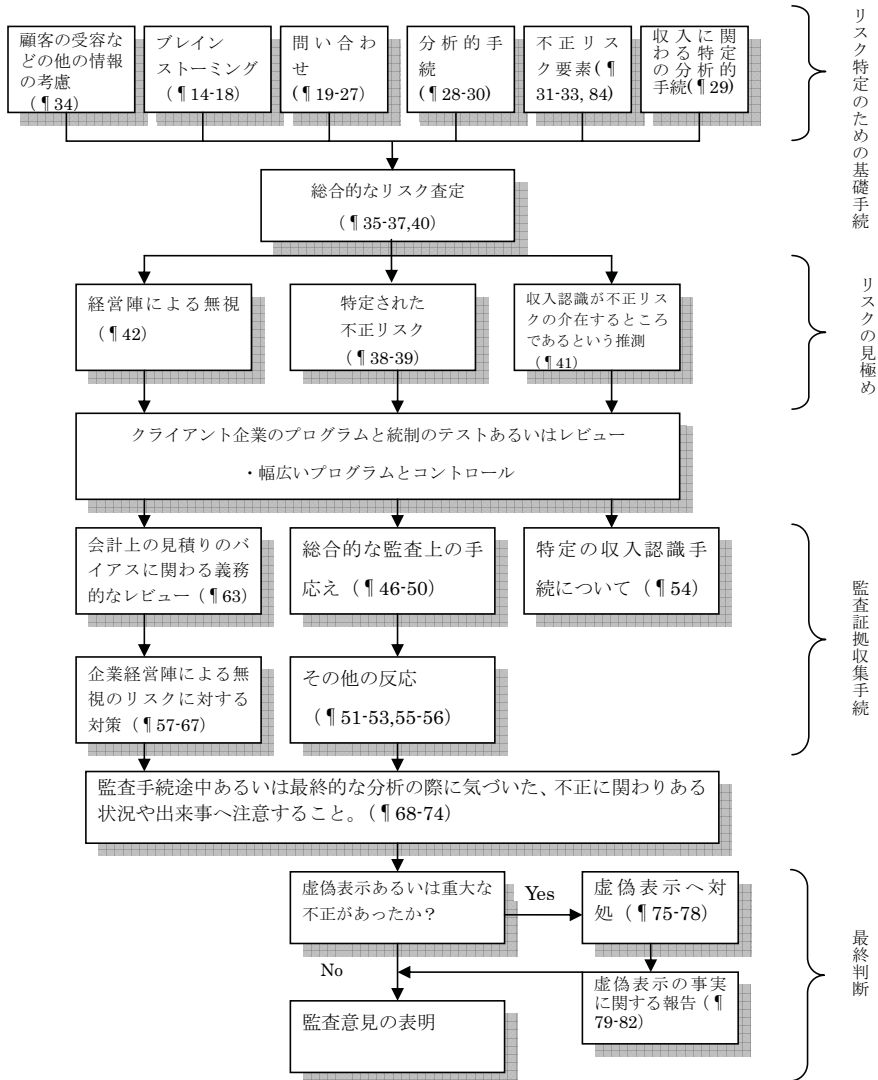
³⁵ それらはAssociation of Certified Fraud Examiners, Financial Executives International, The Information Systems Audit and Control Association, The Institute of Internal Auditors, The Institute of Management Accountants and Society for Human Resource Management, の五団体である。

³⁶ こうしたプロセスは、SAS 第99号では"brain-storming"と呼ばれている。同基準書の¶14に詳しい。

³⁷ M. Ramos (2003 January, *Journal of Accountancy*, p.32) は、Eliminate risk synthesis from the process step, and the chain is broken,- there is no link to risk identification.... Once the link between risk identification and audit test design is eliminated, it is not surprising that the design of audit test is not effective in helping the auditors identify risks. と述べ、SAS 第99号の新しいアプローチが、リスクの特定を個別のリスク評価に終わらせず、監査人による監査計画に生かされるべきものであることを説明している。

以下に、*Journal of Accountancy*誌2004年5月号に記載されている、SAS第99号の要請に準拠するためのチェックリストを示す。ところでSAS第99号の¶13「懐疑心の実践の重要性」はSAS第99号の全段に関わり、要請されているものである。

(図表5) SAS第99号における手続一覧—監査人の懐疑心が要請される全領域—



SAS第99号は、公開会社会計監視委員会（Public Company Accounting Oversight Board, P.C.A.O.B.）が「暫定監査基準³⁸」と呼ぶところの過渡的な監査基準書である。それは先行する2000年8月の米国P.O.B.『監査の有効性に関する専門委員会報告書』における勧告を踏まえ、公刊された監査基準書であり、米国企業改革法（Sarbanes=Oxley Act of 2002）が整備される渦中に公刊された。

以上見てきたように「エンロン事件」の後に公刊されたSAS第99号では、不正の摘発よりも、不正の防止、なかならず不正が起き難い監査環境の実現を目標にしている。「監査人をチェックリスト重視のメンタリティーから開放し、より深く監査の有効性を考えさせる³⁹」ことが、当該監査基準書の特徴として見出される。

V. むすびにかえて

国内にあってはカネボウ(株)の粉飾について、当初の新聞報道では⁴⁰、公認会計士が関与先に「騙された」という、苦渋のコメントが伝えられている。会計不正が国内外で続発し、公開企業の監査を担当する公認会計士に対する見方は、今日、大変に厳しくなっている⁴¹。監査基準書に従っていたのであれば「正当な注意」を払い、「懐疑的」に行動した筈の会計士が「騙された」と弁明することは、果たして社会的に、また、あるべき監査環境の構造を前提に、認め得ることであろうか。

監査人による正当な注意義務、なかならず懐疑心の堅持は、監査人に求められる当為の要請である。それは、証拠の評価に際してのみならず、望むらくは監査人自身の心をも疑うような態度に関わることであるから、外からは容易に観察し得ることではない。しかしながら監査人の懐疑心がどの程度のものであれ、標榜されるに値する監査基準書の規定、なかでも米国監査基準書SAS第99号によって求められている「心証のリセット」を含む、監査人の懐疑心の実践を通じ、監査保証水準の向上が図られることに期待が向けられる。

監査人の懐疑心は、SAS第99号の求める手続の監査人による実施という、具体的、かつ操作的な行動とその結果に結びつく必要がある。また、監査基準書に準拠して行動したと反証できるだけの証拠の提示なくして、監査人は企業不正に対し自らが被害者であるように弁明する余地はない。そうした弁明は、当該監査人が堅持すべき正当な注意義務と懐疑心の実践を放棄していること、さらには甚だ残念なことに、監査人自身が監査基準書の意図するところを承知していないこと、を立証するものとなってしまふ。

今日、監査品質のさらなる低下を回避するためには、少なくとも、米国、日本、国際監査基準それぞれが要請するレベルにおける懐疑心すなわち「疑いを持つ精神」と「批判的な評

³⁸ 2003年4月16日時点において有効とされている監査基準はすべて、PCAOBによりinterim auditing standardsと呼ばれている。

³⁹ Ramos (January 2003, *Journal of Accountancy*, p.36) による記述を抄訳したものである。

⁴⁰ たとえば朝日新聞朝刊2005年9月20日14版社会面の34.を見れば「(中央青山監査法人は粉飾発覚後の内部調査で)カネボウに騙され、粉飾には気づかなかつたと結論づけていたとされる」と報道されている。

⁴¹ たとえば、雑誌特集記事「中央青山と監査企業の命運」『財界展望』2005年12月号など。

価」という、懐疑主義の要請の原点へ回帰することが必要とされている。そして、望むらくは「疑いを持つ精神」が、証拠の批判的な吟味に留まらず、証拠を正当化しようとする監査人の、内面にまで向けられることに期待されるのである。監査人による自省につながる「心証のリセット」を監査人に要請するようになったSAS第99号は、懐疑心の拡張という社会的期待に対する、面目を毀損された会計プロフェッション界からの、精一杯の回答であるように思われる。

資料・参考文献（新聞記事等を除く）：

- AICPA, ASB, Generally Accepted Auditing Standards, AU § 150, Source: SAS No.95, by *AICPA Professional Standards, Volume I*, AICPA, June, 2002.
- AICPA, ASB, Consideration of Fraud in a Financial Statement Audit, AU § 316, Source: SAS No.82, by *AICPA Professional Standards, Volume I*, AICPA, June, 2002.
- AICPA, ASB, SAS No.99, Official Releases in the *Journal of Accountancy*, AICPA, January 2003.
- AICPA, P.O.B., *The Panel on Audit Effectiveness: Report and Recommendations*, AICPA, August 2000 (山浦久司監訳、児島隆・小澤康裕共訳『公認会計士監査—米国P.O.B.:現状分析と公益性向上のための勧告—』白桃書房, 2001年10月)。
- American Institute of Certified Public Accountants, *Statement on Auditing Standards No.82 & No.99, Consideration of Fraud in a Financial Statement Audit*, February 1997 (No.82) and January 2003 (No.99).
- Anonymous article, "A Practical Guide to Complying With SAS No.99's Key Requirements," *Journal of Accountancy*, AICPA, May 2004.
- Bell, T.B., F.O.Marrs, I Solomon, and H. Thomas, *Auditing Organizations Through a Strategic-systems Lens*, The KPMG Business Measurement Process. KPMG Peat Marwick LLP, 1997.
- Bell, T.B., M.E. Peecher, and I.Solomon, *The 21st Century Public Company Audit - Conceptual Elements of KPMG's Global Audit Methodology -*, KPMG International, 2005.
- Bolles, R.C., *The Story of Psychology: A Thematic History*, Wadsworth, a Thomson Learning Company, 1993.(富田達彦訳『R.C.ボールズ著』心理学物語—テーマの歴史—』北大路書房, 2004年3月)。
- Carroll, R.T., *The Skeptic's Dictionary*, <www.genpaku.org/skepticij/skepticism.html> (2005年12月5日参照)。
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No.2, Qualitative Characteristics of Accounting Information*, May 1980. Distributed by McGraw-Hill Co., June 1986.
- International Auditing Practices Committee, ISA, AU § 8240, The Auditor's Responsibility to Consider Fraud and Error in an Audit of Financial Statements (March 2001), by *AICPA Professional Standards, Volume II*, AICPA, June, 2002.
- Mancino, J., "The Auditor and Fraud," *Journal of Accountancy*, AICPA, April 1997.
- Moeller, R.R., *Sarbanes-Oxley and the New Internal Auditing Rules*, John Wiley & Sons, Inc. 2004.

- Public Company Accounting Oversight Board, Standing Advisory Group Meeting, Financial Fraud, P.C.A.O.B. <www.pcaobus.org>, September 8-9, 2004.
- Ramos, M., "Auditor's Responsibility for Fraud Detection," *Journal of Accountancy*, AICPA, January 2003.
- バイザーマン、M.H.,J.ローウェンスタイン、D.A.ムーア「善意の会計士が不正監査を犯す理由 (Why Good Accountants Do Bad Audits)」*Diamond/ハーバード・ビジネス・レビュー*, 2005年10月.
- 青木龍彦他稿「中央青山と監査企業の命運」『財界展望』財界展望新社, 2005年12月.
- 井尻雄士『会計測定の理論』東洋経済新報社, 1976年.
- 岡本浩一著『無責任の構造—モラル・ハザードへの知的戦略—』PHP研究所, 2001年10月.
- 下中邦彦 編集兼発行, 『哲学辞典』初版第10刷, 平凡社, 1979年3月.
- 千代田邦夫著『アメリカ監査論 (第2版)』中央経済社, 1998年3月.
- 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書第10号「不正および誤謬」最終改正版2004年3月 (日本公認会計士協会編『監査実務指針ハンドブック』2004年8月).
- 山浦久司著『会計監査論 (第3版)』中央経済社, 2004年10月.